

宮崎県立図書館電子書籍利用業務公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

この要領は、宮崎県立図書館電子書籍利用業務の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する手続について、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

宮崎県立図書館電子書籍利用業務

(2) 業務の目的

小中学校では児童・生徒1人1台のタブレット端末が整備された。この環境を活用して、宮崎県立図書館が電子書籍を導入し、児童・生徒のいつでもどこでも、知りたい、学びたいに応える読書環境を整備する。

また、電子書籍の特徴でもある、音声読み上げや、文字拡大機能等により、高齢者や障がい者の方々にも図書館資料を利用しやすい環境を構築する。

さらに、インターネットを利用するシステムのため、距離や時間にとらわれない、新たな利用者を増やすことを目指す。

(3) 業務内容

「宮崎県立図書館電子書籍利用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約方法

本事業に係る仕様を提示し、企画提案を募集する。各事業者から提出された提案書を審査の上、最も優れた案を提示した事業者との間で、予算の範囲内における業務契約を締結する。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)までとする。ただし、この事業の電子書籍利用サービスは、当館が利用を停止するとした日まで、提供を継続することを原則とする。

(6) 提案上限額

46,618,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

3 参加資格

(1) 参加資格要件

次のアからカに掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要項（昭和66年宮崎県告示第93号）第2条に基づき、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

ウ 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。

オ この公告日から広告の受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県又は市町村から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

カ 国税及び地方税に未納がないこと。

4 スケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日など、宮崎県の休日を定める条例(平成元年条例第22号)に規定する県の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況により若干変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告（公募開始）	令和6年7月12日(金)
2	質問書の受付【参加資格に関する質問】	令和6年7月12日(金)から 令和6年7月18日(木)まで
3	質問への回答	令和6年7月23日(火)
4	参加申込書の提出期限	令和6年7月25日(木) 午後5時まで
5	参加資格確認通知	令和6年7月26日(金)
6	企画提案書提出期限	令和6年7月30日(火)必着 持参は午後5時まで

7	提案内容のヒアリング（詳細は別途通知）	令和6年7月31日(水)
8	選定結果通知	令和6年8月上旬予定

5 募集方法

本要領及び必要書類等を宮崎県ホームページ及び宮崎県立図書館ホームページに掲載する。

6 参加申込書の作成・提出

(1) 提出書類

次のアからケまでに掲げる書類を提出すること。

ア 参加申込書

イ 誓約書

ウ 会社概要

※会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

エ 登記事項証明書

次の(ア)又は(イ)のいずれかで、発行から3か月以内の証明書を提出すること（写しも可）。

(ア) 個人事業主の場合は、本籍地の市町村からの身分証明書

(イ) 法人の場合は、法務局の現在事項証明書

オ 納税証明書

次の(ア)及び(イ)の発行から3か月以内の証明書を提出すること（写しも可）。

(ア) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

(イ) 県税に未納がないことの証明書

※宮崎県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都など「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都民県民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 直近2事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し

ク 役員の一覧（法人のみ）

ケ 共同企業体で参加の場合は、共同企業体届出書、共同企業体協定書、委任状

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和6年7月25日（木）午後5時まで

(4) 提出先

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とし、郵送の場合は期限内必着とする。

(5) 提出先

宮崎県立図書館 総務・企画課 資料管理担当

郵便番号 880-0031

住所 宮崎県宮崎市船塚3丁目210-1

電話番号 0985-29-2970

電子メールアドレス toshokan@pref.miyazaki.lg.jp

※参加申込書を提出したものの、企画提案書の提出を辞退する場合には、参加辞退届を上記提出先に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により企画提案書の提出期限までに提出すること。

7 質問書

本手続に参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。

実施要領や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、次のとおり提出する。

(1) 提出書類

質問書

(2) 提出期限

令和6年7月18日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

電子メールとする。

なお、提出日のうちに必ず本実施要領の末尾に記載の担当者に提出した旨を電話すること。

(4) 提出先

本実施要領の末尾に記載の電子メールアドレス

(5) 質問への回答

(1)の質問書に対する回答は、随時電子メールで行う。なお、回答内容は、必要に応じ、質問者を伏せた上で、宮崎県及び宮崎県立図書館のホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

次のアからオまでに掲げる書類を提出すること。

なお、提出に当たっては、用紙の大きさは日本産業企画A4版とし、横書き、フォントサイズ11ポイント以上、15ページ以内（表紙、目次除く）で記載すること。また、企画提案書全体を1冊にまとめて提出すること。

ア 企画提案書

イ 企画提案内容（任意様式）

仕様書の内容を踏まえた上で、次に示す企画提案内容について記載すること。

(ア) 県内の地域特性や学校図書館の現状・課題を踏まえた上で、児童・生徒の学習支援に向けた取組について

(イ) 仕様書に定めた各項目の具体的な取組手法について

a サイトデザインの工夫点

b 「便利な機能」の仕組みと内容

c 実施体制

d コンテンツの内容と特色

(ウ) 効果的な広報や利用促進の取組について

(エ) 令和3年度から令和5年度までに、国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)から電子書籍貸出サービス事業を受注し、規模がほぼ同じ契約を履行完了した実績があれば示すこと。

ウ 電子図書館のアクセシビリティ対応チェックリスト

エ 見積書及び見積明細(任意様式)

消費税及び地方消費税の額を含む金額で見積り、企画提案書の最終ページに添付すること。

なお、電子書籍そのものの金額に加え、電子書籍を閲覧又は貸出しする環境の初期導入、導入後の運用及び保守(後年度負担を含む。)についても、わかるように記載すること。

オ 別紙 機能要件

提案する電子図書館の機能が機能要件の各項目に対応しているか、回答欄に記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

(3) 提出期限

令和6年7月30日(火)午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

(5) 提出先

宮崎県立図書館 総務・企画課 資料管理担当

郵便番号 880-0031

住所 宮崎県宮崎市船塚3丁目210-1

電話番号 0985-29-2970

(6) 注意事項

ア 担当者の連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)を必ず記載すること。

イ 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。

ウ 原則として、提出後における提出書類の返却、差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された企画提案書の内容について、問合せを行う場合があるので、県が指示する日までに回答すること。

9 受託者の選定方法

(1) 審査方法

選考は、別途設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、受託者を選定する。ただし、採用基準点を50%とし、各審査員の評価点の平均が採用基準点に満たない場合は採用しない。

(2) 評価基準等について

ア 評価基準

評価項目	審査内容等	配点
企画提案		
業務内容の理解	・本業務の目的や業務内容を理解した提案となっているか	5
工程・業務体制	・提案者の組織体制や本業務に携わる人員は、提案した業務を問題なく実施できる体制か ・業務を実施できる体制や業務実績を鑑み、導入までの業務を確実に遂行する見込みがあると認められるか	5
コンテンツ及び提供システム	・コンテンツ及び提供システムに関する要件及び機能は、仕様書を踏まえているか ・コンテンツの内容は質・量ともに優れているか ・今後、新たなコンテンツをどのように増やしていくか具体的な展望	90
操作性・アクセシビリティ	・サイトデザインは、利用者にとって操作しやすい提案となっているか ・ウェブアクセシビリティの基準に則っているか ・利用者の利便性を向上させるための工夫が具体的に記載されているか	15
広報・利用促進の提案	・利用促進に繋がる工夫や仕組みが施されているか	20
業務実績	・提案冊数がほぼ同じ契約を履行完了した実績 ・業務遂行に十分な経験があるか	5
参考見積額	・提案内容に見合った適切な見積額となっているか	10
合計		150

イ 採点基準

アの各評価事項に対して、次に示す5段階評価で審査委員が採点を行い、配点に応じた倍率を掛け、総合得点を算定する。

判断基準	得点
良い	5
やや良い	4
普通	3
やや劣っている	2
不可又は記載なし	0

(3) その他

次のアからカに掲げる事項のいずれかに該当するものは、失格とする。

- ア 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- エ 提案者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- オ 見積額が提案上限額を超過している場合
- カ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

10 プレゼンテーション

(1) 実施日

令和6年7月31日(水)

※詳細な日時及び場所については、別途通知する。

※オンラインでの実施も可能

(2) 内容

提出された企画提案書を使用し、内容の説明及び質疑応答形式で行う。当日の追加資料は認めない。

※プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度の合計30分程度

※パソコン等を使用する場合は、事前連絡の上、提案者で準備すること。

※非公開で実施する。

11 契約保証金

契約に当たっては、契約保証金を納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

12 関係様式

関係様式等は、宮崎県ホームページ又は宮崎県立図書館ホームページから入手すること。

宮崎県ホームページアドレス

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/desaki/kense/chotatsu/20240627131523.html>

宮崎県立図書館ホームページアドレス

<https://www2.lib.pref.miyazaki.lg.jp/>

13 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 一度提出のあった書類については、原則として差替えを認めない。

(4) 提出された企画提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、採用・不採用を問わず、提案された企画は一切転用しない。

(5) 企画提案書に含まれる著作権、特許検討、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

(6) 提出された企画提案書は、宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)に基づき公開することがある。

(7) 審査で最高位の評価を受けたものが、参加資格を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること(この場合は、次順位の者と契約交渉を行うものと

する。)

(8) 参加者が1者のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。

(9) 参加申込手続を行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届を提出すること。

1.4 提出先及び問合せ先

宮崎県立図書館 総務・企画課 資料管理担当 (宮崎県立図書館2階)

担当：佐藤、早水、水野

郵便番号 880-0031

住所 宮崎県宮崎市船塚3丁目210-1

電話番号 0985-29-2970

電子メールアドレス toshokan@pref.miyazaki.lg.jp